

社会保険庁をめぐる不祥事案等に関する調査報告書

平成17年1月14日
社会保険庁

はじめに

- 1 最近、社会保険庁をめぐる不祥事や国民の疑惑を招く事案が頻発していることにかんがみ、事実を解明し、その再発を防止するため、社会保険庁において、種々の不祥事案等に関する事実関係の調査を行うとともに、今後の対応策について検討を進めてきたところである。
- 2 具体的には、(株)カワグチ技研に発注した金銭登録機に関する収賄事件が発生したことを受け、その再発を防止するため、平成16年10月に同社への発注等について、その経緯や国家公務員倫理法上の問題点等を調査する「(株)カワグチ技研問題等調査班」(主査：社会保険庁次長)を設けた。
- 3 厚生労働省職員による監修料の受け取りの実態については、平成16年10月22日にその結果(以下「前回調査」という。)を公表したところであるが、その際、(株)ニチネン企画関係の監修料については、別途調査を行うこととしていた。さらに、その後、社会保険庁において総務部経理課を中心に監修料の管理・分配が行われている等の新聞報道がなされたことを契機に、社会保険庁職員の監修料の受け取りや取扱いの実態等について、追加的な調査が必要となった。
- 4 これらの社会保険庁をめぐる不祥事案等について、今般、下記の事項について調査を実施し、その調査結果及び今後の対応方針をとりまとめたので、これを報告する。

金銭登録機の調達について

届出用紙等印刷システム(パピアート)の調達について

(株)ニチネン企画に係る図書購入及び印刷発注について

(株)カワグチ技研及び(株)ニチネン企画と社会保険庁職員との関係について

(株)ニチネン企画と社会保険事務局OBとのコンサルタント契約について

監修料の実態に関する追加調査について

- 5 社会保険庁としては、**度重なる不祥事案の発生が、社会保険事業に対する国民の信頼を損ねたことを重く受け止め、改めて真摯に反省するとともに、このような深刻な事態に至った背景的な問題にまで立ち返って考察を行い、社会保険庁の構造的な改革を進めてまいりたい。**

なお、今回の報告書は、今後の社会保険庁改革のためにも実態の解明を急ぐことが必要であるという観点から、現時点までの調査結果をまとめたものであり、今後、金銭登録機に関する収賄事件の判決等も踏まえ、職員の処分のための調査等必要に応じて事実解明のための調査を引き続き行う。

(株)カワグチ技研及び(株)ニチネン企画からの物品調達等に係る事実経過とその過程の検証について

1 金銭登録機の調達について

(1) 調査に至った経緯

平成14年度において、社会保険事務所が行う国民年金保険料の納付督促及び収納の事務の効率化を図り、また、同事務における個人情報の管理をより適切なものとするために購入した金銭登録機については、国会や新聞報道で導入の経緯等に係る問題点が指摘されるとともに、その導入の過程に関し、渡邊元総務部地方課長が収賄の容疑で逮捕・起訴されたところである。

このため、金銭登録機の導入に係る事実経過とその過程について調査を行ったものである。

その後、会計検査院からも、金銭登録機の購入に関する契約の方法について不当と認められる旨の指摘を受けたところである。

金銭登録機：保険料未納者の情報を収録し、戸別訪問時に保険料を受領した際、領収証書を作成する機器。

(2) 調査の概要

今回の調査は、国民年金保険料収納業務を所掌する事業担当課である運営部年金保険課国民年金事業室（以下「国年事業室」という。）及び経理関係手続きの担当課である総務部経理課から関係資料を収集するとともに、これらの部署に在籍した者及び社会保険事業の実施に関する総合的な企画、

調査及び研究並びに調整等を所掌する事業担当課である運営部企画課等に在籍した者のうち、金銭登録機の導入に携わった者を対象として聴き取り調査等を行った。

なお、当時（平成14年4月～平成16年3月）の運営部年金保険課長である渡邊元課長が逮捕されたことにより、警視庁に金銭登録機の導入関係資料が押収され、また、渡邊元課長が公判中であり聴取できないといった制約がある中で調査を進めた。具体的な調査内容は以下のとおりである。

【本庁】

平成14年4月から平成15年3月までの間に運営部長であった者及び経理課又は運営部企画課若しくは年金保険課に所属した者のうち、金銭登録機の導入等に携わったと思われる者45人に対して調査票を送付し、金銭登録機の導入等に携わったか否か、また、その際どのように携わったか等について質問し、回答を得る方法で実施

の回答等により導入等に携わったことが明らかになった者23人に加え、平成15年4月から平成16年3月までの間に運営部長であった者及び経理課又は運営部企画課若しくは年金保険課に所属した者のうち金銭登録機に関する事務に携わった者8人に対し、発案の経緯、導入の検討経緯、機能比較や業者決定の実態、手続、研修等について聴き取り調査を実施

【地方社会保険事務局】

本庁からの金銭登録機の導入に関する事務連絡（後述(3)の参照）発出日（平成15年3月11日）前に金銭登録機の購入契約を締結している6社会保険事務局・116社会保険事務所について、社会保険事務局に対して調査票を送付し、契約の締結経緯について質問し回答を得る方法で実施

（注）金銭登録機の納入業者に対し、購入決定までの実態についての聴き取り調査を行うのが適切であるが、当時の担当者の川崎義幸(株)カワグチ技研元代表取締役（以下「川崎氏」という。なお、川崎氏は(株)ニチネン企画監査役でもある。）に関しては公判中であるため実施できなかった。

(3) 調査結果

導入の検討

平成14年4月から国年事業室を中心に国民年金保険料収納対策の強化

に関し、社会保険庁全体で地方庁支援の方策を検討しており、その中で、保険料収納対策の効果的かつ効率的な実施及び被保険者への的確な情報伝達による事務処理の円滑な実施を図る観点から、収納対策支援システムの検討が同年6月頃開始された。金銭登録機（当時はハンディーターミナルと呼称）は、当該システムからの情報を収録することにより、戸別訪問に係る事務の効率化及び事故防止を図るものとして想定されており、当該システムの完成後、将来的に導入することが計画されていた。

収納対策支援システム：未納者の状況について、社会保険事務所が任意の条件を設定することにより、対象者一覧表、宛名シール、統計資料の作成等を可能とするもの（例えば未納者の未納期間別一覧表の作成等）

検討の主体は国年事業室であり、収納対策支援システムの検討が一段落した平成14年7月か8月頃から検討を始めている。当初は計画どおり、将来的なものとしての検討であったが、平成14年度における国民年金保険料の納付状況は極めて厳しい状況であり、新たな収納対策について取り組む必要があったこと、また、平成14年度から配置した国民年金推進員が携帯する未納者カードの盗難による個人情報の漏洩事故が平成14年7月及び8月に相次いで発生したため、早急に対策を講じる必要があるとの認識から、平成14年10月頃から早期導入の検討を進めている。

早期導入の検討に当たっては、予算の裏付けが必要であったため、経理課予算班に検討を依頼し、金銭登録機の単価によっては、平成14年度での経費の手当が可能とのことであったので、年度内導入の検討を進めた。

なお、渡邊元課長に対する収賄事件に関する公判における検察官の冒頭陳述（以下「冒頭陳述」という。）によれば、導入の具体的契機について、「金銭登録機の導入は、平成16年度予算に計上する予定で検討されていたところ、被告人渡邊は、同14年10月上旬頃、懇意にしていた社会保険庁総務部経理課課長補佐から、同14年度予算が余っていることを聞かされた。（中略）そこで、被告人渡邊は、上記課長補佐に対し、カワグチ技研が金銭登録機の発注を受けられるよう取り計らってほしい旨指示し」たとされている。このような渡邊元課長による関与が契機となって以下のように展開したとみられる。

機能比較

導入に当たっての機能比較については、平成14年7月～8月頃に構想段階の検討を行っており、その際は、大手メーカーから、こうした機器の使用実態等のヒアリングを実施していた。その後、同年10月頃から具体的検討に入り、カタログや業者との打合せで入手した資料により、6社程度の機能比較を行っていた。

なお、機能比較の内容は、プリンターが一体型か否か、機器内蔵ソフトが一体型か否か、データ搭載量がどの程度か等簡単なものであったが、価格が高い(1台30万円以上)といった問題があり、機種選定が進まなかった。

このような中、上記の経理課補佐(資料5中レ)が渡邊元課長からの依頼を受け、川崎氏に購入価格の安い業者を探すよう頼んでいたところ、平成14年10月頃に同氏から、15万円位で納入できそうなどころがあるということを知り、国年事業室に伝えている。

また、10月の中旬か後半頃、金銭登録機の導入を予定している旨の情報を入手した(株)明光商会からの問い合わせが経理課補佐にあり、国年事業室へその旨伝達している。

なお、冒頭陳述においては、具体的な川崎氏との接触について、「経理課課長補佐は、平成14年10月下旬ころ、社会保険庁に来庁した被告人川崎に対し、他社のカタログを示しながら、「川崎さんのところでもっと安いのをみつけることができれば、見積もり合わせに参加しませんか。」などと持ちかけ」たとされている。

年度内導入の検討

平成14年11月頃、国年事業室では、価格面での問題が解決されたことから、次の理由により年度内導入の具体的な検討を進めた。

ア 平成14年度における国民年金保険料の納付状況は極めて厳しい状況であり、新たな収納対策について取り組む必要があったこと。

イ 国民年金推進員が携帯する未納者カードの盗難事故が発生し、個人情報情報の漏洩の防止が急務となったため、早期導入の必要性が高まったこと。

ウ 国民年金保険料納付書の印刷等の入札で、予定金額より低額で落札されたことから、国民年金の国移管事業関係経費の執行額に余裕ができたこと。

エ この時点では平成15年度予算要求に間に合わず、たとえ予算要求

したとしても平成16年度予算となり、2年待たなければならないこと。また、平成15年度において、平成14年度と同様に執行額に余裕ができる保証が無かったこと。

なお、この点について、冒頭陳述によれば、平成14年10月上旬頃、経理課補佐から14年度予算が余っていることを聞かされた渡邊元課長は、「金銭登録機を用いた国民年金保険料の収納事務を行わせることも早期に行おうなどと考えるとともに、金銭登録機の購入についてカワグチ技研が発注を受けられるよう有利な取り計らいを行いたいなどと考えた」とされている。

一方、平成14年11月15日に開催した長官を本部長とする「国民年金事業推進対策本部会議」においては、携帯端末について将来的に導入していく旨の説明が行われているが、導入時期については明確に示されていない。また、平成14年11月19日から同年12月2日までの間、国民年金事務に係るブロック別事務打合せ会が開催され、収納対策支援システムに関する説明資料の中においては、金銭登録機を将来的に導入する旨が記述されていた。

また、平成14年度内の納入に向けて、平成14年11月初旬頃から国民事業室が業者説明用の仕様書の作成を開始し、同月末頃、(株)カワグチ技研（製造業者である(株)フルノシステムズを帯同）及び(株)明光商会（製造業者であるカシオ計算機(株)を帯同）に対して経理課補佐が窓口となって説明を行い、その後12月下旬まで打合せを行っていた。その際の(株)明光商会との打合せでは、同社の端末のOS（入出力を制御する基本ソフト）が社会保険庁の事務処理機器の仕様と異なっていたことから、これに関する質問が数多くあった。一方、(株)カワグチ技研の端末のOSは社会保険庁の仕様と同一であった。

なお、仕様書での打ち合わせ時点での価格は、(株)カワグチ技研は165,200円、(株)明光商会は160,032円であったが、(株)明光商会は、OSが社会保険庁の事務処理機器の仕様と異なることから、接続プログラムの作成経費が別途必要であるため、(株)カワグチ技研の価格を超えるという認識であった。

(株)明光商会の撤退経緯

平成14年12月末頃、上記経理課補佐が(株)明光商会より、年度内導入であれば今発注をもらわないと無理、生産ラインの確保もあるし、納められないかもしれない、どうなっているんですか、という問い合わせを受け、

その際、経理課補佐は、「やるのかやらないのか分からないんだから無理をしない方がいい、そういった状況にあるのならやめたら」と答えている。

冒頭陳述においても、その点については、「平成14年12月下旬ころには、(中略)随意契約によりこれを購入することにより、カワグチ技研にこれを受注させることを実質的に決定し、競合していた他業者を仕様と合わないことを名目として撤退させた」としている。

なお、同時期に、経理課補佐から(株)カワグチ技研に対しては、「やるなら14年度中。できないなら無理してやるな」と伝えたが、同社は、年度内導入で台数も確保できる、と答えている。

その結果、平成14年12月末頃、当該2社について国年事業室で検討していたが、最終的に、国年事業室の担当者に(株)明光商会在年度内納入が間に合わない旨伝え、年度内納入が可能な業者は(株)カワグチ技研だけとなった。

平成14年12月27日に、国年事業室の担当補佐及び班長は、国年事業室長、年金保険課長(渡邊元課長)及び地方課長に対して、金銭登録機の年度内納入やその仕様等について順次説明し、了解を得た。その時点において、事実上、(株)カワグチ技研から調達することが決定された。

随意契約とした経緯

今回の金銭登録機の調達について、平成14年度内の納入を前提として一般競争入札により行うとすれば、平成14年10月末に仕様書(ソフト・ハードの両方)を作成して契約担当部署に提出する必要があるが、この仕様書が完成した時期が同年11月中旬であったため、一般競争入札により調達することは困難であった。

また、本庁一括の随意契約により調達することについては、随意契約理由を会計法第29条の3第4項の規定(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するものとして契約することとなるが、平成14年度内に納入しなければならないといった条件以外に理由がないことから、基本的には随意契約理由の正当性の確保が難しく、その方法をとることも出来ない状況であった。

このような流れの下で、国年事業室と経理課予算班で相談し、地方社会保険事務局又は社会保険事務所(以下「事務局等」という。)において、会計法第29条の3第5項の規定に基づく少額随意契約(予算決算及び会

計令第99条第3号の規定による予定価格が160万円未満の購入契約)により購入することとすれば、(株)カワグチ技研から平成14年度内に納入させることが可能になると考え、事務局等に調達させることとした。

なお、この点について、冒頭陳述によれば、経理課補佐は、「カワグチ技研に便宜を図ったことが発覚しないよう各地方社会保険事務局及び各地方社会保険事務所に金銭登録機の購入を指導し、随意契約によってこれを購入することにより、カワグチ技研にこれを受注させることとし、その働きかけを行うこととした」とされている。

金銭登録機を一般競争入札で調達する場合の官報公告から納品までの所要日数は約150日

- ・ 官報公告の手続きに必要な期間：約10日
- ・ 官報公告期間：50日
- ・ 製造期間：約90日

納入までの経緯

平成15年1月10日、国年事業室、社会保険業務センター、(株)カワグチ技研及び(株)フルノシステムズの担当者が集まり、社会保険事務処理機器と金銭登録機とのデータ授受方式等について打合せを行い、この打合せは、引き続き2月下旬まで行われている。その後も国年事業室では、(株)フルノシステムズと金銭登録機の画面表示内容などの仕様の打ち合わせを3月頃まで行っている。

平成15年3月5日付け「国民年金保険料収納対策の強化について(運営方針)」においては、総合的な収納対策の一環として、金銭登録機の導入も含めて今後の施策の基本的事項が決裁されているが、金銭登録機の導入時期について、「平成15年度早期」とされており、具体的な納入時期については、明記されていない。

平成15年3月11日付けで地方社会保険事務局長に対し、国年事業室室長補佐等名で「国民年金保険料の収納事務における金銭登録機の導入について」の事務連絡を発出し、また、当該事務連絡を基に、平成15年3月19日付けで同局長に対し、「平成14年度国民年金特別会計業務勘定前渡資金の交付について」の経理課長通知を発出し、事務局等に金銭登録機を購入させることとした。さらに、経理課補佐の指示に基づき、経理課の担当者が国年事業室の担当者と相談した上で、地方社会保険事務局に対

し、電話にて、金銭登録機の調達は少額随意契約とし、各社会保険事務所160万円を超えないこと、また、その額を超える場合は社会保険事務局又は他の社会保険事務所で購入すること等を指示するとともに、事実上、仕様書に合致する業者は㈱カワグチ技研である旨を示唆した。

これらの通知及び経理課の担当者からの指示により、事務局等においては、随意契約理由を予定価格が少額である場合（会計法第29条の3第5項）又は契約の性質若しくは目的が競争を許さない場合（会計法第29条の3第4項）のいずれかとして随意契約を締結していた。

ただし、47社会保険事務局・312社会保険事務所のうち、8社会保険事務局・117社会保険事務所において少額随意契約（予定価格が160万円未満）とするため、契約を複数に分割して締結していた。

また、契約締結日が前記の事務連絡発出日（平成15年3月11日）前となっていた事務局等があったことから調査したところ、事実上、平成14年12月27日以降は、㈱カワグチ技研から金銭登録機を調達することが決定されていたため、31社会保険事務所が、国年事業室又は経理課への問い合わせ等によりその情報を得て契約を締結していた。残りの事務局等については、5社会保険事務局・66社会保険事務所が、実際には平成15年3月11日以後に契約を締結したにもかかわらず、契約締結日を遡及させており、1社会保険事務局・19社会保険事務所においては、実際の契約締結日が不明であった。

なお、全ての契約の支払は、平成15年3月27日以降に行われていた。

納入以降

平成15年4月から6月にかけて、国民年金推進員に早期に金銭登録機の操作方法等を修得させるため、全ての社会保険事務局において研修が実施されている。なお、当該研修に係る講師の派遣費用は、本庁から㈱カワグチ技研に支払われている。また、この研修以降、国民年金推進員等から、未納者情報の収録件数の拡大や液晶画面の高輝度化等の要望が出されている。

こうした状況を踏まえ、平成15年7月及び同年11月に、金銭登録機の利便性向上を図るため、内蔵されているプログラムの修正を行っている。

平成15年12月、会計検査院の实地検査が翌月に予定されていた和歌山社会保険事務局から、金銭登録機購入の考え方について相談を受けた経理課の職員が、関係課の職員とも相談した上で、上司に了解を得ることなく13項目にわたる想定問答を作成している。

これは、相談を受けた社会保険事務局との間で担当者限りとして作成したものであり、他の社会保険事務局へ配付することを前提に作成したものではなかったが、他の社会保険事務局からも同様の照会が寄せられた結果、最終的には27の社会保険事務局に想定問答が配付された。

想定問答の作成にあたった経理課及び関係課の職員は、依頼のあった社会保険事務局における金銭登録機の契約形態や購入状況等をよく承知していない中で、一般論として複数の回答を用意したものであるが、金銭登録機購入の事実関係について、実際には、仕様書を取り寄せていないにも関わらず「取り寄せた」、また、随意契約理由を「緊急の必要性」とするなど適切でないものがあった。

なお、社会保険事務局においては、会計検査院に対して必ずしも想定問答のとおり回答しておらず、実際の契約理由に基づき回答を行ったところもあった。

平成16年度の調達

平成16年度金銭登録機の購入については、国会での議論を踏まえ、契約の競争性及び透明性の確保を図るため、平成16年8月10日に入札を行い、キャノン販売(株)が1台あたり146,000円(税抜き)で落札した。

- 【参考】
- 1 平成14・15年度の(株)カワグチ技研からの購入価格は、1台あたり165,200円(税抜き)
 - 2 平成14年度2,506台、平成15年度68台、平成16年度665台を購入し、使用している。

(4) 調査結果等に見られる問題点等

以上の事実経過を踏まえると、今回の事例については、次のように評価できる。

ア 渡邊元課長が経理課補佐に対し、(株)カワグチ技研が金銭登録機の発注を受けられるようにとの指示を行い、渡邊元課長の意を受けた経理課補佐が、(株)カワグチ技研の選定や事務局等による少額随意契約という契約形態の決定に大きな影響を与えた。

イ 国民年金保険料納付率の低下や未納者カードの盗難事故が発生するとともに、平成14年度予算に余裕があることが明らかとなる中で、国年事業室も金銭登録機の平成14年度内納入に傾倒し、前記アの流れに同調する結果となってしまった。

ウ こうして、㈱カワグチ技研から平成14年度内に調達することを決定した結果、それを実現させるため、金銭登録機の調達過程全般において、不適切な意思決定過程や契約形態を生じさせた。

金銭登録機の必要性

平成14年4月に国民年金保険料の収納事務が市町村から国に移管されたことを契機に、保険料の納付督促及び収納の事務の効率化を図ることが求められていた。

また、一方で、国民年金推進員が携帯する未納者カードの盗難、紛失事例が相次いで発生し、早期に当該事務遂行上の個人情報の管理をより適切なものとしていくことが必要であった。

こうした状況や、他の料金徴収業務（JR、水道事業等）において、すでに携帯端末を活用していたことを踏まえれば、保険料未納者の情報の登録、領収証書の作成機能などを有する金銭登録機を導入し、保険料の納付督促業務等に活用することには合理性及び必要性が認められる。

しかしながら、業者選定に当たっては、機種・機能の比較や社会保険庁のシステムとの接続について十分吟味するとともに、使う側（国民年金推進員等）の意見も十分反映させた上で行うべきところ、平成14年度からの導入に固執し、検討が不十分であった。

㈱カワグチ技研の選定

渡邊元課長の㈱カワグチ技研に決定するようという意向によって、今回の業者選定が大きく歪められたことは事実であり、また、渡邊元課長の意向を受けた経理課補佐も冒頭陳述では、「競合していた他業者を仕様に合わないことを名目として撤退させた」とされているように、㈱カワグチ技研が選定されるよう金銭登録機の選定過程に影響を与えたものである。

決裁方法・決裁過程

本来、事業の実施に当たっては、当該事業の具体的な実施に係る決裁として、その内容及び実施時期を明記した上で、国年事業室が経理課に合議をし、決裁を経ることが必要である。

しかしながら、金銭登録機の導入に係る決裁とされている「国民年金保険料収納対策の強化について（運営方針）」は、今後の収納対策全般に関するものであり、金銭登録機の導入に関する部分は、収納対策支援システムに係る資料の別紙として添付されているのみである。また、事務処理の実施時期を平成15年度早期と記述しているだけで、納入時期も明記され

ていなかった。

なお、平成15年3月19日付けの金銭登録機を購入するための資金交付に係る経理課長通知の決裁については、経理課補佐は経理課長に説明することなく、経理課担当者が押印を代行していた。

契約（随意契約）

機器等の調達は、通常、一般競争入札によるべきである。仮に、当該機器を納入することができる業者が1社しかない場合であっても、その必要性を十分吟味した上で、本庁における随意契約の適正な手続きをとることが必要である。にもかかわらず、今回の事例においては、金銭登録機の導入を急ぐあまり、法令上、本庁において行うことが困難な契約を事務局等に分割契約させることによって、契約に係る法令上の制約を回避したことは問題である。

なお、こうした不適切な契約を締結しようとした結果、以下の問題が生じた。

- ア 仕様に適合する機器を納入することができる業者が1社しかないことが明らかであったにもかかわらず、平成15年3月11日付けの事務連絡においては、仕様に適合する機器を納入することができる業者から購入することとされていたこと。
- イ 実際の契約締結日が事務連絡の発出日（平成15年3月11日）以降であったにもかかわらず、3月10日以前に契約締結日を遡及させた事務局等があったこと。
- ウ 少額を理由とする随意契約とするため、社会保険事務所単位で分割して契約したり、また、他の社会保険事務所に購入させる等の事例があったこと。
- エ 本庁から事務局等における随意契約を指示したにもかかわらず、会計検査院の实地検査に係る質問事項の想定問答の作成を依頼され、不適切な複数の回答を担当者が用意していたこと。

各課の所掌と責任分担

本来、事業担当課（国年事業室）は、課内における適正な手続きを経て、金銭登録機の導入に関する企画・立案、仕様の検討、機種調査、機能比較、仕様の決定及び機種選定（購入物品を特定する場合）を行うとともに、契約形態（随意契約）及び調達する会計機関（本庁又は事務局等）の決定を行うべきものであり、一方、経理課は、契約形態（随意契約理由）の妥当性や法令遵守の確認、事業担当課（国年事業室）からの協議に応じて行う

予算の配分・執行の決定、本庁調達の場合の契約事務等を行うものである。

しかしながら、今回の事例の場合、事業担当課は、機種調査及び機種選定において主体的な役割を果たしていない一方で、経理課補佐は、自らの権限を超えて機種調査及び機種選定に当たって業者との窓口的役割を果たしていた。

関係職員の処分については、「関係職員の処分と再発防止策について」において述べる。

2 届出用紙等印刷システム（パピアート）の調達について

(1) 調査に至った経緯

届出用紙等印刷システムは、社会保険事務所、市町村等の窓口において、社会保険事業の実施に必要な届出用紙等のうち、使用頻度が低いものを電磁的に管理し、必要に応じて印刷するシステムとして、平成12年2月から平成16年7月までの間、導入されたものである。

これについては、国会や新聞報道において、導入の経緯等に係る問題点が指摘されたため、その調達に係る事実経過とその過程を調査したものである。

その後、会計検査院からも、届出用紙等印刷システムについて、その導入の必要性がなく不当と認められる旨の指摘を受けたところである。

(2) 調査の概要

今回の調査においては、社会保険事業の実施に関する総合的な企画、調査及び研究並びに調整等を所掌する事業担当課である運営部企画課並びに経理担当課である総務部経理課より、関係資料を収集し、それを分析した。

また、次に掲げる者で届出用紙等印刷システムの調達に関する業務を担当するラインに属するもの106名に対し、調査票を送付して届出用紙等印刷システムの調達に関与したかどうか等を質問し、その回答等を基に、届出用紙等印刷システムの調達に関与したものと認められる38名を対象に、聴き取り調査を実施した。

ア 平成10年4月から平成15年3月までの間に運営部長であった者

イ 平成10年4月から平成12年3月までの間に運営部企画・年金管理課又は年金指導課に所属した者

ウ 平成10年4月から平成10年12月までの間に国民年金事務処理改善委員会事務局（以下「改善委員会事務局」という。）に所属した者

(注) 改善委員会事務局は、平成9年7月から平成10年12月までの間、企画・年金管理課長を事務局長、年金指導課長を副事務局長、年金指導課国民年金都市対策室長を事務局次長、企画・年金管理課、年金指導課等の職員を事務局員として、設置された。

エ 平成11年1月から平成12年3月までの間に国民年金事務処理改善対策室(以下「改善対策室」という。)に所属した者

(注) 改善対策室は、平成11年1月から平成12年3月までの間、年金指導課国民年金都市対策室長を室長、企画・年金管理課、年金指導課等の職員を室員として、設置された。これは、改善委員会事務局を改組し、その事務を引き継いだものである。

オ 平成12年4月から平成15年3月までの間に運営部企画課に所属した者

(注) 平成12年4月、運営部が企画・年金管理課、保険管理課、保険指導課及び年金指導課の4課から企画課、医療保険課及び年金保険課の3課へ再編された。

カ 平成10年4月から平成15年3月までの間に経理課に所属した者

なお、現時点で残存する関係資料が限られていること、川崎氏に関しては、公判中であり、聴き取り調査の実施が困難であったこと等の制約がある中で、調査を進めた。

(3) 調査結果

導入の検討及び決定

平成9年7月より、庁内に社会保険庁次長を委員長とする国民年金事務処理改善委員会(以下「改善委員会」という。)を設置し、機関委任事務の廃止に伴う国民年金の事務処理の在り方を検討している。

その一環として、同年8月の改善委員会において、国民年金の事務のすべてを社会保険事務所において実施する方式を採る場合の検討課題として、各種届書の設置場所を金融機関等に拡大すること等による届出手続の利便の確保を掲げている。また、平成10年6月の改善委員会において、多種類の届書の管理、様式の変更による旧様式の廃棄等の無駄に対応するための届出用紙プリンターの開発及び設置を検討課題として掲げている。

その後、届出用紙等印刷システムの導入については、平成11年度予算概算要求に盛り込み、平成11年度予算に計上している。これを具体化する

るため、改善対策室において検討を進め、平成11年8月、事業の実施に関する運営部長の決裁を経ている。

その中では、届出用紙等印刷システムは、

ア 平成12年4月より、国民年金手帳の作成及び交付等が都道府県知事の機関委任事務から国の直接執行事務へ移行することに伴い、各種届書等の宛先を都道府県知事から社会保険庁長官等へ変更する必要があるものの、使用頻度が低い届出用紙も含め、市町村で届出用紙等を印刷することや、本庁で届出用紙等を印刷して社会保険事務所に交付することは、市町村や社会保険事務所にとって届出用紙等の作成、保管、交付等に係る事務の負担となるため、それを軽減すること

イ 国民に身近な場所における届出用紙等の入手を可能にし、届出等の促進や利用者の利便性の向上を図ること

等を目的とするものとされている。

これを受けて、平成11年9月、改善対策室において、経理課に対する協議を経て、届出用紙等印刷システムの調達に関する仕様書を決定している。

その中では、届出用紙等印刷システムに活用される機器について、

ア 両面を印刷することが可能であること

イ 印字が鮮明であること

ウ パソコンと一体化していること

等の仕様を設定している。

こうした検討過程では、当該仕様に適合する機器(以下「仕様適合機器」という。)を活用する方法以外の方法も検討したが、

ア 片面しか印刷することができないプリンターを活用する方法については、届出用紙等の中には、両面印刷の葉書形式のものも相当程度存在するものの、当時、両面印刷の葉書形式のような届出用紙等を簡便かつ迅速に印刷することが可能な機器が普及しておらず、事務処理の簡素化や効率化が困難であると認識していたこと

イ 届出用紙等の様式集を配布してコピーで対応する方法については、届出用紙等の中には、両面印刷の葉書形式のものも相当程度存在するほか、届出用紙等に関しては、長期保存に耐え得る印字方式を採用する必要があるため、当時、コピーで対応することが困難であると認識していたこと

ウ パソコンと一体化していないプリンターを活用する方法について

は、当時、市町村におけるパソコンの普及が十分に進んでいないと認識していたこと、市町村の協力を得るためには、設置に必要なスペースを最小限にする必要があると認識していたこと等により、採用に至らなかった。

なお、届出用紙等印刷システムは、平成12年2月以降、順次、社会保険事務所、市町村等に導入されたが、その目的の一つは、本庁で届出用紙等を印刷して社会保険事務所に交付するという届出用紙等の管理換に係る事務の負担の軽減にあった。それにもかかわらず、平成12年度以降も、届出用紙等印刷システムを導入しない市町村も少なくなかったこと等により、届出用紙等の管理換を継続し、平成15年度及び平成16年度になって初めて、届出用紙等印刷システムに収録された届出用紙等の一部の管理換を段階的に廃止している。

調達可能性の調査

届出用紙等印刷システムの導入を検討する一環として、平成10年6月以降、改善委員会事務局又は改善対策室において、川崎氏を含むいくつかの業者に問い合わせるなど、仕様適合機器がないかどうかを調査したが、見つからなかった。

その過程で、川崎氏を含む特定の業者に対して仕様適合機器の開発を依頼したことがなかったかどうかについては、

- ア 平成10年4月から平成11年10月までの間に改善委員会事務局次長又は改善対策室長であった者は、川崎氏を含むいくつかの業者に問い合わせたが、特定の業者に対して開発を依頼する考えはなかった旨を述べていること
- イ 平成10年7月から企画・年金管理課長であった者は、前任者より、開発が可能と考えられる業者があるという趣旨の引継を受けた旨を述べているのに対し、当該前任者である同年6月まで企画・年金管理課長であった者は、そのような内容の引継をした記憶がない旨を述べていること

等により、川崎氏を含む特定の業者に対して仕様適合機器の開発を依頼したという事実までは、確認するに至らなかった。

改善対策室においてパピアートという機器の存在を認知した時期については、改善対策室等に所属した者の中には、平成11年春頃、パピアートの試作品と思われるものが庁内に存在した旨を述べている者もある。

その後、平成11年6月、日本工業新聞において、(株)河口技研(当時)がCD-ROMドライブ内蔵のプリンターシステムであるパピートを発売する旨の記事が掲載された。当該記事は、川崎氏から改善対策室長へ持ち込まれ、改善対策室員の閲覧に供された。

(注) (株)カワグチ技研は、情報処理機器及び情報処理ソフトウェアの企画、製作、販売及び賃貸等を行う会社として、平成10年10月に設立された。平成13年8月以前の商号は、(株)河口技研であった。

こうした中で、仕様適合機器であるパピートを届出用紙等印刷システムに活用することが改善対策室において検討されることとなった。

随意契約の締結

平成11年8月に事業の実施に関する運営部長の決裁を経た際には、一般競争入札の実施を予定していた。しかしながら、改善対策室が経理課契約班に対して契約の形態を相談する段階で、経理課契約班において、(株)河口技研(当時)以外に仕様適合機器を取り扱う業者がないかどうかを改めて調査したが、見つからなかった。

これを踏まえ、同年10月、経理課において、同年11月に(株)河口技研(当時)との間で随意契約を締結する予定である旨を官報で公示したが、引き続き、(株)河口技研(当時)以外に契約の締結を希望する業者が現れなかった。

(注) 随意契約の締結に先立つ官報公示は、「物品に係る政府調達手続について(運用指針)」(平成6年3月28日アクション・プログラム実行推進委員会)に基づく措置である。

このため、同年11月、経理課において、会計法第29条の3第4項に規定する「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するものと判断し、(株)河口技研(当時)との間で随意契約を締結している。

(株)河口技研(当時)との随意契約の締結に先立ち、川崎氏に対して一定の台数のパピートの製造を依頼したことがなかったかどうかについては、改善対策室等に所属した者の中には、改善対策室班長(資料5中ラ)が、届出用紙等印刷システムを平成11年11月より導入することが可能となるよう、業者にパピートを製造させているという趣旨の発言を同年夏頃にしていた旨を述べている者もある。これに対し、当該改善対策室班長は、仕様適合機器を取り扱う業者が一つしかなかった中で、同年8月頃、川崎氏の依頼を受けて、改善対策室長等の上司の了解を得ずに自らの判断で、川崎氏が製造業者に対応させるための文書として、届出用紙等印刷シ

システムの導入を計画している旨の文書を川崎氏に手交したが、川崎氏に対してパピアートの製造を依頼した訳ではない旨を述べている。

届出用紙等印刷システムに関する契約は、届出用紙等印刷システムの設置及び保守点検という役務の提供を内容とする契約であるが、平成12年度以降も、年度ごとに締結されている。これらの契約の締結に先立つ所要の官報公示については、平成11年度分のほか、平成13年度分以降に関しても、適正に実施されているが、平成12年度分に関しては、事務処理上のミスにより実施されていない。

なお、届出用紙等印刷システムの導入に当たっては、障害発生時等の緊急時の対応が可能となるよう、届出用紙等印刷システムに収録された届出用紙等の一覧である「社会保険関係取扱帳票一覧」がパピアートに付属して社会保険事務所、市町村等に配付されている。

この「社会保険関係取扱帳票一覧」については、平成11年、改善対策室班長が、(株)河口技研(当時)より、当時の厚生省職員倫理規程に規定する事前承認手続を経ないで、監修料という名目で現金200万円を受領している。

設置台数の積算

平成11年8月における事業の実施に関する運営部長の決裁においては、平成11年度には、全社会保険事務所にそれぞれ2台設置すること、全市町村にそれぞれ1台設置すること等を標準に、社会保険事務所、市町村等で5,000台を、また、試行的に金融機関等で100台を設置することを予定している。

これを踏まえ、同年9月、届出用紙等印刷システムの調達に関する仕様書において、台数を5,000台とするとともに、同年10月、随意契約の締結に先立つ官報公示においても、数量を5,000式(台)としている。

その後、都道府県と調整した上で、平成12年2月より、順次、社会保険事務所等に設置するとともに、同年3月、都道府県を通じ、市町村に対し、設置に関する意向を調査した上で、同年4月より、順次、市町村に設置している。その結果、平成11年度末で909台、平成12年度末で3,605台を設置している。金融機関等については、設置を断念している。

なお、契約上は、いずれの年度においても、需要に応じた設置が可能となるよう、提供場所及び提供数を社会保険庁が指定する提供場所及び提供数と規定している。

契約単価の決定

平成11年度分及び平成12年度分の契約単価については、経理課において、1台当たりの月額で9,385円と決定している。

その際、平成11年度分及び平成12年度分の予定価格を決定するに当たっては、本体リース分の積算基礎となるリース期間(以下「リース期間」という。)をおおむね5年間と設定し、「物価資料」に掲載された5年リース率を適用している。

(注)「物価資料」は、取引の実例価格を調査した結果を取りまとめた市販の文献である。

契約単価の引上げ

平成12年夏以降、川崎氏より、企画課企画調整班等に対し、パピアートは、当初、5,000台が設置される予定であったが、実際には、約3,600台しか設置されなかったため、在庫が余って倉庫代等が大変である、約束違反なので何とかして欲しい、という趣旨の陳情が繰り返された。これは、平成11年度には、届出用紙等印刷システムの調達に関する仕様書において、台数を5,000台とするとともに、随意契約の締結に先立つ官報公示においても、数量を5,000式(台)としたことに起因するものであった。

その後、企画課企画調整班において、「行政改革大綱」(平成12年12月1日閣議決定)等に基づき、申請、届出等手続約1万件について、原則として、平成15年度までに、インターネット等によるオンライン化を実現する等とされたことを受けて、同年度までに申請、届出等手続の電子化に取り組むこととし、届出用紙等印刷システムについて、リース期間を短縮することにより、予定価格を引き上げることを検討し、経理課契約班と相談している。

その結果、平成13年3月、経理課契約班と企画課企画調整班との間で、平成13年度分以降の予定価格を決定するに当たり、リース期間を平成14年度までのおおむね3年間と設定し、「物価資料」に掲載された3年リース率を適用する方向で、調整を進める旨の結論を得ている。

この考え方に基づき、経理課において、平成13年度分及び平成14年

度分の予定価格を決定した上で、平成13年度分及び平成14年度分の契約単価を1台当たりの月額で13,600円と決定している。

その後、平成15年度分の予定価格を決定するに当たっても、3年リース率を適用している。これは、平成12年度末の設置台数(3,605台)の太宗を占める2,696台に関しては、平成12年度に入ってから順次設置されたため、3年間というリース期間の経過が平成15年度に入ってからとなること等にかんがみると、リース期間を平成15年度までのおおむね3年間と設定することが適当である、という考え方に基づくものであった。

これを基に、経理課において、平成15年度分の契約単価を1台当たりの月額で13,600円と決定している。

平成16年度の取扱い

平成16年2月、企画課企画調整班において、地方社会保険事務局を通じ、市町村に対し、設置の継続に関する意向を調査するとともに、同年5月、経理課契約班において、地方社会保険事務局に対し、社会保険事務所等において必要な設置台数を調査し、その結果を踏まえ、設置台数を同年4月より1,920台に、同年6月より1,407台に削減している。

また、平成16年度分の契約単価については、経理課において、「物価資料」に掲載された再リース料金を踏まえ、従前の契約単価のうち本体リース分の12分の1に相当する予定価格を基に、1台当たりの月額で900円と決定している。

さらに、

- ア 同年5月、企画課企画調整班において、社会保険事務所等における平成15年度の使用状況を把握したところ、低調であるものも少なくないと判明したこと
 - イ 本庁と地方支分部局との間のコンピュータネットワークである社会保険庁LANシステムが平成16年度までに段階的に構築されるため、平成17年度以降は、その活用による対応が可能であること
 - ウ 平成16年度中は、社会保険事務所等において、パピートの撤去に先立ち、必要な届出用紙等を印刷する等の対応が可能であること
- 等により、同年7月末で事業を終了している。

(注)平成15年度には、社会保険事務所等に設置された921台のうち、254台について、印刷枚数がなかった。

(4) 調査結果に見られる問題点等

届出用紙等印刷システムの必要性

届出用紙等印刷システムの導入に関する決定は、国民年金について、平成14年4月より、市町村における印紙検認事務が廃止され、国が直接に保険料を徴収する仕組みに移行する予定であったため、事務処理の簡素化や効率化を図り、保険料徴収体制を強化することが重要な課題であったこと、両面印刷の葉書形式のような届出用紙等を簡便かつ迅速に印刷することが可能な機器が普及していなかったこと等にかんがみると、当時としては、一定の合理性を有する判断であった。

もっとも、平成11年度予算を編成した平成10年度には、被保険者に係る届出の受理等の事務を市町村の法定受託事務とすることができるかどうか、未定であったため、届出用紙等の設置場所を金融機関等に拡大することを検討する必要性が大きかったものの、事業の実施を決定した平成11年度には、当該事務を市町村の法定受託事務とする方針が決定されたため、現時点から見ると、届出用紙等印刷システムに代替する方法を十分に検討するなど、届出用紙等印刷システムを導入する必要性を改めて精査することが適当であったと考えられる。

(株)カワグチ技研の選定

業者を選定するに当たり、仕様適合機器がないかどうかを調査する過程で、川崎氏を含む特定の業者に対して仕様適合機器の開発を依頼したという事実までは、確認するに至らなかった。

しかしながら、(株)河口技研(当時)との随意契約の締結に先立ち、改善対策室班長が、川崎氏の依頼を受けて、川崎氏が製造業者に対応させるための文書として、届出用紙等印刷システムの導入を計画している旨の文書を川崎氏に手交したことについては、当該改善対策室班長は、川崎氏に対して製造を依頼した訳ではなく、予算のとおり業務を執行しただけである旨、述べているものの、こうした行為は、川崎氏に対してパピアートの製造を依頼したのではないかと受け止められてもやむを得ないものであった。このように、当該改善対策室班長が上司の了解を得ずに自らの判断で行動していたことを把握することができなかつたことについては、組織管理上問題があったと言わざるを得ない。

また、当該改善対策室班長が、平成11年、(株)河口技研(当時)より、届出用紙等印刷システムに収録された届出用紙等の一覧である「社会保険関係取扱帳票一覧」に係る監修料という名目で、200万円という多額の

現金を受領するとともに、平成13年6月、川崎氏の費用負担で川崎氏とゴルフ旅行を共にしたことは、業者の選定が歪められたのではないかと受け止められてもやむを得ないものであった。

なお、当該改善対策室班長は、平成16年10月、出版関連会社の社長から現金を受領したこと等を理由に、懲戒免職処分を受けている。

このほか、平成12年度分の随意契約の締結に関しては、事務処理上のミスにより、事前に官報公示を実施しなかったことは、「物品に係る政府調達手続について（運用指針）」に違反するものであった。

契約単価の引上げ

平成11年度には、届出用紙等印刷システムの調達に関する仕様書において、台数を5,000台とするとともに、随意契約の締結に先立つ官報公示においても、数量を5,000式(台)としたが、その後、市町村等における需要を把握した上で、実際の設置台数を約3,600台に絞り込んだ。(株)河口技研(当時)においては、仕様書や官報公示の内容に対する信頼に基づき、所要の準備が進められたと考えられ、こうした経緯の中で、信義上、契約単価の引上げを検討せざるを得ない状況にあったと考えられる。

また、リース期間の短縮に伴う予定価格の引上げは、

ア 「行政改革大綱」等に基づき、申請、届出等手続約1万件について、原則として、平成15年度までに、インターネット等によるオンライン化を実現する等とされたことを受けて、同年度までに申請、届出等手続の電子化に取り組むこと

イ 平成12年度末の設置台数(3,605台)の太宗を占める2,696台に関しては、平成12年度に入ってから順次設置されたため、3年間というリース期間の経過が平成15年度に入ってからとなること

等にかんがみると、一応の合理的理由に基づくものであった。

しかしながら、平成11年度分の仕様書の提示や官報公示の実施に当たり、需要を十分に把握しなかったことが、こうした事態を生じさせた根本的な原因であった。

パピアート設置後のフォローアップ

パピアートについては、使用頻度が低い届出用紙等を対象とするため、設置後のフォローアップを十分に実施する必要性が大きかったにもかかわらず

らず、

ア 届出用紙等の管理換を継続したことが使用状況を低調にする一因になったこと

イ 平成16年5月、企画課企画調整班において、社会保険事務所等における平成15年度の使用状況を把握するまでは、全く把握していなかったこと

など、効果的な活用を促進する方策や設置の効果に関する検証といった設置後のフォローアップの実施が極めてなおざりであった。

以上の問題点等を踏まえると、当時、社会保険庁においては、市町村から国への国民年金の保険料徴収事務の移管というかつてない抜本的な改革の実現に向けて、税情報の活用、国民年金推進員の配置、納付組織の活用、テレマーケティングの導入など様々な課題の検討に忙殺される状況にあった、その中で届出用紙等印刷システムの導入がそれらの課題の一つにすぎなかった、という事情があるものの、導入の検討、業者の選定、設置台数の積算、設置後のフォローアップの実施など、業務の執行の全般にわたり、甘さがあったと言わざるを得ない。

なお、関係職員の処分等については、「関係職員の処分と再発防止策について」において述べる。

3 (株)ニチネン企画に係る図書購入及び印刷発注について

(1) 調査に至った経緯

社会保険庁と(株)ニチネン企画とが癒着関係にあるのではないかとの報道がなされていた中で、川崎氏(株)ニチネン企画の代表取締役は川崎氏の妻)と渡邊元総務部地方課長とが贈収賄容疑で逮捕されたことから、(株)ニチネン企画から調達した図書等の契約が適切に行われていたかどうかについて調査を行ったものである。

(2) 調査の概要

調査内容

平成11年度から平成15年度までの間に(株)ニチネン企画からの図書等の購入及び印刷物等の発注に関し、以下の事項について調査を行った。

ア 購入等の必要性

実施する事業の目的に照らし、購入等の必要性が適切であったか。

イ 購入等部数

実施する事業の目的に照らし、その配付先と部数が適切であったか。

ウ 購入等単価

予定価格を積算するに当たって、大量購入によるスケールメリットが適切に働いているか、従前契約との比較等を行い適切な割引率（値引率等の設定）とされているか等。

エ 契約形態等

契約形態が適正であったか。

調査方法

ア 1次調査として、証拠書（支出負担行為決議書）をはじめとした保管書類の調査を行った。

イ 2次調査として、1次調査の結果をもとに、調達要求部署（総務部総務課、運営部医療保険課、年金保険課及び社会保険業務センター企画調整課）、契約担当部署（総務部経理課）への聴き取り調査を行った。

(3) 調査結果及び問題点等

平成11年度から平成15年度までの間に、社会保険庁本庁において(株)ニチネン企画から調達した図書等の購入は9品目、契約金額は約10億3,500万円、印刷物等の発注にあつては11品目、約1億3,800万円、合計約11億7,300万円であった（資料1）。

図書等9品目のうち、社会保険庁の職員が監修料を受け取っているものは、「全国支払機関コード便覧」、「目で見るエイズの現状」、「年金通知書ハンドブック」、「社会保険庁インフォメーション」、「年金と税のハンドブック」の5品目であった（資料9）。なお、印刷物等については、社会保険庁の職員が監修料を受け取っているものはなかった。

【図書等の購入について】（資料2）

購入の必要性

図書等の購入の必要性については、実施する事業の目的に照らし、当該図書等の購入の必要性自体が不適切と認められるものはなかったが、類似品の活用や印刷発注など他の調達方法への切替を通じた経費の節減について検討が不十分であった。

特に、「全国支払機関コード便覧」については同様の市販の刊行物の組み合わせ等による対応、「社会保険庁インフォメーション」については印

刷発注への切替等の検討が不十分であった。

購入部数

購入部数については、積算根拠となる配布先の考え方や積算方法に不適切と認められるものはなく、過度に購入部数が多いものは見受けられなかった。

購入単価

図書等の購入に当たっては、まず、定価や購入部数に基づく値引率、従前の契約時の値引率等を勘案した予定価格を積算し、出版社から提示された見積価格が予定価格以下である場合に購入契約を締結することとなっている。

今回の調査の対象である9品目について、いずれも購入単価は予定価格以下となっていた。

契約形態等

全て特定（指定）の図書等を購入するため、会計法第29条の3第4項の規定（契約の性質・目的が競争を許さない場合）に該当するものとして購入しており、不適切と認められるものはなかった。

【印刷物等の発注について】（資料3）

印刷物等発注の必要性

印刷物の発注の必要性については、実施する事業の目的に照らし、不適切と認められるものはなかった。

印刷等部数

印刷等部数については、積算根拠となる配付先の考え方や積算方法に不適切と認められるものはなく、過度に製作数量が多いものは見受けられなかった。

印刷等単価

印刷等の発注に当たっては、「広告制作料金基準表」及び「物価資料」を参考として予定価格を積算し、印刷業者等から提示された見積価格が予定価格以下である場合に印刷等の契約を締結することとなっている。

今回の調査対象である11品目のうち予定価格が作成されている6品目（「未適用事業所の適用促進に係るリーフレット」、「学生納付特例制度の

周知用リーフレット及びポスター」、「第3号被保険者関係届の事業主経由による届出の周知用リーフレット」、「社会保険庁業務紹介用パンフレット」、「総報酬制導入に伴うFDによる届出周知用リーフレット」及び「社会保険防災マニュアル」については、いずれも印刷単価は予定価格以下であった。

なお、他の5品目（「船員保険失業保険金不正受給防止強化月間用リーフレット」、「船員保険失業認定申告書の改正に伴うリーフレット」、「扶養親族等パネル」、「社会保険庁長官表彰撮影一式」及び「質問主意書に対する答弁書」）については、予定価格が100万円未満であったことから、予定価格の積算は省略されている。

契約形態等

5品目（「未適用事業所の適用促進に係るリーフレット」、「学生納付特例制度の周知用リーフレット及びポスター」、「第3号被保険者関係届の事業主経由による届出の周知用リーフレット」、「社会保険庁業務紹介用パンフレット」及び「総報酬制導入に伴うFDによる届出周知用リーフレット」）については、企画競争による業者選定を行い、会計法第29条の3第4項の規定（契約の性質・目的が競争を許さない場合）に該当するものとして随意契約が行われていた。

1品目（「社会保険防災マニュアル」）については、従前（初版平成7年）の同マニュアルの改訂版を製作するものであり、版下を保有している業者との契約ということから、会計法第29条の3第4項の規定（契約の性質・目的が競争を許さない場合）に該当するものとして随意契約が行われていた。

残りの5品目（「船員保険失業保険金不正受給防止強化月間用リーフレット」、「船員保険失業認定申告書の改正に伴うリーフレット」、「扶養親族等パネル」、「社会保険庁長官表彰撮影一式」及び「質問主意書に対する答弁書」）については、会計法第29条の3第5項の規定に基づく少額随意契約を採用している。

また、印刷等の発注を随意契約により行う場合、予算決算及び会計令第99条の6において、「なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならぬ」とされているところ、上記の6品目について、複数の者からの見積書を徴していないなど、業者選定の過程の透明性が確保されていなかった。

契約形態については以上の通りであるが、「第3号被保険者関係届の事業主経由による届出の周知用リーフレット」については、冒頭陳述におい

て、収賄事件で起訴された渡邊元課長が、部下に対し、当該リーフレットの作成を(株)ニチネン企画に受注させるよう指示し、これを受けた部下らが、同社が企画競争において最も高い点数を取ったものである旨の工作をしたため、同社が当該リーフレットの作成を受注するに至ったとされている。今回の調査においては、部下である班長が渡邊元課長より(株)ニチネン企画を選定するよう指示を受け、部下である主査に当該指示を伝達し、企画競争の点数の集計結果に工作が加えられていたことが確認された。

なお、その他の印刷物の企画競争については、関係書類が保存期間を徒過しているため確認が出来ない平成11年度の「未適用事業所の適用促進に係る広報用リーフレット」及び「社会保険庁業務紹介パンフレット」、関係書類が警視庁に押収されているため確認が出来ない平成14年度の「総報酬制の導入に伴うFDによる届け出周知リーフレット」の印刷に係るものを除き、業者の選定過程が歪められた形跡は認められなかった。

関係職員の処分等については、「関係職員の処分と再発防止策について」において述べる。

(株)カワグチ技研及び(株)ニチネン企画と社会保険庁職員との関係について

(1) 調査に至った経緯

社会保険庁職員と(株)カワグチ技研及び(株)ニチネン企画との癒着が国会等の場で指摘されるとともに、金銭登録機の導入の過程に関し、社会保険庁の渡邊元課長が収賄の容疑で逮捕・起訴されたことから、渡邊元課長以外の職員について、物品の授受等、国家公務員倫理法上の問題点がなかったかどうか、また、物品の授受等が物品調達等に影響を及ぼしていたかどうかについて、調査を行ったものである。

なお、渡邊元課長については、国家公務員倫理審査会と協議を行うため、この調査とは別に調査を行った。(資料4)

(2) 調査の概要

まず、次に掲げる職員(総数2,116名)に対し、調査票による調査を行った。

(調査対象)

平成10年4月から平成16年3月まで「届出用紙印刷システム(パイアート)」に関する部署に在籍した職員

平成11年4月から平成16年3月まで(株)ニチネン企画から購入した
図書等を所管する部署に在籍した職員

平成14年4月から平成16年3月まで「金銭登録機」に関する部署
に在籍した職員

平成12年4月から平成16年3月まで社会保険庁に在籍した省令職
以上の職員

(調査内容)

(株)カワグチ技研及び(株)ニチネン企画の役員(川崎氏及びその妻)から
の金品等の授受

同上との飲食

同上とのゴルフ及び旅行

さらに、上記調査結果に加えマスコミ報道等も踏まえ、ゴルフや旅行の
同行者の有無等回答内容の相互の整合性を確認しつつ、個別に聴き取り調
査を行った。

(調査内容)

上記調査への回答内容の詳細

物品等の授受に伴う職務上の依頼や便宜を図ったことの有無

(3) 調査結果

調査により、100名が、以下の行為を行っていたことが判明した。(資
料5)

<u>賚別等を受領したもの</u>	<u>36名</u>	(うち返還者1名、退職者4名)
<u>ゴルフ及び旅行を 共にしたもの</u>	<u>14名</u>	(延べゴルフ回数36回、 (うち事業者からの負担あり17回) (うち旅行10名、延べ旅行回数14回、 うち事業者からの負担あり5回) (うち退職者1名)
<u>中元・歳暮を 受領したもの</u>	<u>79名</u>	(うち退職者16名) (受領品：靴下、入浴剤、洗剤など、 2～3千円程度の品)
<u>飲食を共にしたもの</u>	<u>4名</u>	(うち事業者からの負担の有無不明1名、 負担なし3名) (当該飲食には、ゴルフや旅行の際の飲食は 含まれていない。)

(4) 調査結果に見られる問題点等

金品の授受等により、職員としての判断や行動に影響を与え、物品調達等の意思決定過程に影響があったかどうかについては、聴き取り調査の結果では、いずれの職員も、金品の授受等に際して職務に関する依頼は受けておらず、自らの判断、行動に影響を及ぼされたことはなかったとしている。

しかしながら、非常に多くの職員が特定の業者と深く関わっていたことは、極めて異常である。特に、ゴルフや旅行といった明確な接待を繰り返し受けていたり、多額の賤別を受けていることなどは常軌を逸する行為である。

また、金銭登録機やパピアートの導入前後に、接待や金品を受けていた職員がいたことも、今回の調査で判明した。

これらの行為により、国家公務員としての公平性が疑われ、社会保険事業の信頼を大きく揺るがす結果となったことを重く受け止め、利害関係の有無等今後さらに行う必要な調査を踏まえ、国家公務員倫理審査会とも協議し、国家公務員倫理法等に照らして厳正に処分する。

現時点で明らかとなっている処分に関連する事項については、「関係職員の処分と再発防止策について」において述べる。

(株)ニチネン企画と社会保険事務局OBとのコンサルタント契約について

(1) 調査に至った経緯

昨年11月10日付けの新聞において、(株)ニチネン企画が、各都道府県に置かれている社会保険事務局から冊子類の作成などの業務を受注できるよう口利きしてもらうことを目的として、社会保険事務局OBに対し、コンサルタント料を支払っていたとの報道がなされたことを契機に、そのような実態が存在していたのかどうかについて、調査を行ったものである。

(2) 調査の概要

調査内容

平成12年から平成16年までの5年間における、次の内容について調査を実施した。

- ア 事務局等における(株)二チネン企画からの図書等の購入の有無、金額
- イ (株)二チネン企画とコンサルタント契約を結んでいる社会保険事務局OB（以下「コンサルタント契約者」という。）の有無、契約業務内容、
図書等のあっせん先及びコンサルタント料の受領額
- ウ アに関するコンサルタント契約者の事務局等に対する図書等のあっせんの有無、あっせんの相手方
- エ ウのあっせんを受けた事務局等の当該図書等購入金額及び購入理由
- オ コンサルタント契約者と図書等のあっせんをした事務局等職員との間の飲食等の接待や金品等の授受の有無
- カ コンサルタント契約者から、事務局等幹部職員（事務局次長、総務課長、事務所長等）への現金供与の有無

調査方法

社会保険事務局長（以下「事務局長」という。）に調査票を送付して調査（聴き取り調査を含む。）を行ったほか、事務局長を通じて、コンサルタント契約者に協力要請をし、調査票に基づく聴き取り調査を行った。

調査は、コンサルタント契約者については、病氣療養中の者及び物故者を除く24人、事務局等職員については延べ372人に行った。

(3) 調査結果

平成12年から平成16年までの5年間に、(株)二チネン企画から図書等を購入した実績のある社会保険事務局は41事務局、購入総額約9億1,500万円であった。（資料6）

のうち、5年間のいずれかの年にコンサルタント契約者の存在が確認できたのは16事務局、26人であった。（資料7）

ア 業務内容は、「広報誌の監修、販売あっせん」が大半で、このほかに
は、「企画、構成内容の助言」といったものもあった。

イ コンサルタント契約をするに至った経緯については、コンサルタント契約が開始されたと思われる当時のコンサルタント契約者に対し聴き取りをした結果、記憶が曖昧で経緯を覚えていないと答えた者2人及び物故者1人を除き、残りの13人全員が川崎氏本人又は(株)二チネン企画の社員から直接依頼があったとの回答があった。

また、コンサルタント契約が開始されたと思われる当時の事務局長(平

成 11 年度までは都道府県保険課長) に対し聴き取りをした結果、全員がコンサルタント契約の存在を認識していなかった。

ウ コンサルタント料の受領金額は、金額が判明した額の総額で、約 6,140 万円で、コンサルタント契約者 1 人あたり年間約 150 万円であった。

金額が判明せず、「金額不明」と整理したのは、4 事務局、延べ 10 年分であった。

エ コンサルタント契約と㈱ニチネン企画からの図書等購入金額との関係を見ると、コンサルタント契約者の存在する事務局のその間の年間平均購入額は、約 1240 万円、コンサルタント契約者の存在しない事務局のその間の年間平均購入額は、約 130 万円であった。

コンサルタント契約者が、事務局等に対し図書等のあっせんをしたと回答があったのは、8 事務局、13 人であった。このほかのコンサルタント契約者は、監修作業のみ行った者、販売あっせんはしたが、相手方は、健康保険組合や厚生年金基金等であったと回答した者であった。

また、コンサルタント契約者が、事務局等に図書等をあっせんした相手方は、社会保険事務局にあっては、次長、総務課長、総務課長補佐及び副主幹等、社会保険事務所にあっては、所長及び庶務課長であり、延べ 141 人であった。

あっせんを受けた図書等について事務局等が購入した額は、平成 12 年から平成 16 年までの 5 年間の総額で、約 3 億 8,100 万円であった。

購入した図書等の名称は、資料 8 のとおりであり、全てが健康づくりに関係するものであった。

また、当該図書の購入理由については、あっせんを受けた 8 事務局は、健康づくり事業等に必要と判断した旨回答している。

事務局等に図書等のあっせんをしたコンサルタント契約者 13 人及び当該者から図書等の購入のあっせんを受けた上記事務局等職員延べ 141 人に対し聴き取り調査を行った結果、コンサルタント契約者との間における飲食等の接待や金品等の授受は確認されなかった。

の対象者とは別に、事務局等幹部職員延べ 231 人に対して、聴き取り調査を行った結果、コンサルタント契約者からの現金の供与は確認されなかった。

(4) 調査結果に見られる問題点等

上記(3)の調査結果においては、退職したとはいえ社会保険事務局の元幹部職員が、特定の出版社の図書等の購入を現役の職員にあっせんし、その見返りとして多額の金銭を受け取っていたところである。

購入した図書等が、健康づくり事業に積極的に取り組むために必要なものであったとしても、コンサルタント契約者が存在する事務局とそうでない事務局との間で、(株)ニチネン企画から購入した図書等の金額に約10倍の差があり、元幹部職員があっせんによって購入したという点で、国民から見て、「調達担当者の判断が歪められている」と受け止められてもやむを得ないものとなっている。

一方、本庁においては、各事務局における図書等の購入の具体的内容等について報告を求めておらず、このような実態であることを把握する仕組みを備えていなかった。

関係職員の処分等については、「関係職員の処分と再発防止策について」において述べる。

監修料の実態に関する追加調査について

1 (株)ニチネン企画の監修料について

(1) 調査に至った経緯

前回調査において、(株)ニチネン関係の監修料については、同社から多額の監修料が支払われているとの新聞報道がなされていることもあり、「(株)カワグチ技研問題等調査班」において別途に調査を行うとの方針に従い、調査を行ったものである。

(2) 調査の概要

(株)ニチネン企画の監修料に関し、その受け取り実態はどのようなものか等について、(株)ニチネン企画に対し社会保険庁等の職員が監修料を受け取っている出版物等について公表しうる限りの情報の提供について協力を求め、これにより監修料の総額、受け取り人数等を可能な限り把握した上で、

出版物等の内容等から判断して関係する部局に当該出版物等の作成時期に在籍したすべての職員等に対して聴き取り調査を行った。

(3) 調査結果

㈱二チネン企画に係る社会保険庁等の職員の監修料の受け取り実態について判明した状況は資料9のとおりであった。なお、監修料の額が判明しなかった出版物等については、概算の額を示している。

監修料の額は、定価や発行部数が判明した出版物等については、出版物等の定価×発行部数の額の1割程度以下に収まっていること、監修料は全て個人の所得として適正に確定申告がなされていたこと、監修料の用途は職員の深夜残業時の夜食代やタクシー代などに充てられていたことなど、監修料の実態は前回調査と同様であった。

(4) 調査結果に見られる問題点等

上記(3)の調査結果については、前回調査と同様の問題点があると認識しており、国民から見て「公費が監修料という形で職員に還流しているのではないか」との批判を招く構図となっているものと受け止めている。

2 社会保険庁における監修料の管理・分配について

(1) 調査に至った経緯

昨年11月7日付けの新聞において、社会保険庁において、総務部経理課を中心に監修料の管理・分配が行われている等の新聞報道がなされたことを契機に、社会保険庁職員の監修料の受け取りや取扱いの実態等について、追加的に調査を行ったものである。

(2) 調査の概要

調査内容

今回の調査は、社会保険庁職員の監修料の受け取りや取扱いについて、前回調査では把握されなかった具体的かつ詳細な新聞報道がなされたことを受けて行ったものであり、具体的には、

ア 監修作業を行った社会保険庁本庁各課（以下「各課」という。）の職員が監修料を受け取ることはほとんどなく、所属する課の庶務担当者が代わりに受領していたのではないかと

イ 各課の庶務担当者は、こうして集めた監修料のほぼ全額を、経理課

予算班の担当者に渡していたのではないか

ウ 経理課予算班の担当者は、集めた監修料を、各課に所属する職員の人数に応じて配分額を決め、春、秋二回に分けて各課の庶務担当者に渡していたのではないか

エ 特定のタクシー会社のチケットを使った場合、経理課が一括して代金を支払っていたのではないか

等について、事実関係の調査を行ったものである。併せて、勤務時間外に職場で監修作業を行っていたかどうかについても調査を行った。

調査方法

平成10年4月以降に経理課予算班及び各課庶務担当を経験した職員(29人)に対して聴き取りを行ったほか、監修作業を行った職員(191人)に対しても再度の聴き取り調査を行った。

(3) 調査結果

出版社からの監修作業の依頼については、各課の庶務担当者が依頼を受けているケースもあったが、監修作業を行った者が所属する班又は係、個々の職員が直接に依頼を受けているケースなど様々であった。

出版社等からの監修料の受け取りについては、監修作業を行った職員が受け取っていたケースもあったが、ほぼすべての監修料は、監修作業を行った職員に代わり、各課の庶務担当者が受け取っていた。また、監修料を直接受領した職員も、その全額を一旦庶務担当者に拠出していた。

監修料は各課の庶務担当者から経理課予算班の担当者に預けられ、経理課予算班の担当者から、毎年春と秋の2回、各課の庶務担当者に各課の職員数に応じた額が配分され、使用されていた。

各課内においては、庶務担当者から、各班又は係の担当者に対し、監修料の一部が預けられ、それぞれの班又は係に所属する職員で使用されることもあった。

各課共通のタクシー代は、経理課予算班の担当者から一括して支出していた。

このほか、平成15年3月、経理課予算班の担当者（資料5中ケ）が、預かっていた監修料の一部（500万円）を当時の年金保険課長（渡邊元課長）に渡したことがあった。

また、当該経理課予算班の担当者は、平成15年4月の人事異動の際に監修料の一部（500万円）を持ち出し使用していた。

これらは、渡邊元課長の逮捕後に全額が返却された。

監修料収入に係る税金の確定申告については、監修作業者の了承のもと、各課の庶務担当者が代行して申告処理を行っていた。この際の税金相当分は、経理課予算班の担当者から、各課の庶務担当者に配分されていた。

かねてより職員同士の助け合いの慣行として、各課ごとに庶務担当者等が監修料を預かり、残業時の夜食代やタクシー代等に使用していたものであるが、平成12年度に本庁組織の再編により課の統廃合が行われたことに伴い、課によってはそれらの費用を賄うことが難しくなったとして協力を求められ、同年度の秋頃に当時の庶務担当者等が相談し、それ以来一旦経理課予算班の担当者に預け、各課に配分するという取扱いとした。

職員の中には一部の監修作業を勤務時間外に職場で行った者もいた。その時間帯はほとんどが平日の夜間であった。

(4) 調査結果に見られる問題点等

追加調査においては、ほぼすべての監修料は、監修作業を行った職員ではなく、各課の庶務担当者が代わりに受け取っていたことや、監修料が各課の庶務担当者から一旦経理課予算班の担当者に預けられ、各課の職員数に応じた額が配分されていたことなどが確認された。こうした実態は、組織再編により、各課ごとに行われていた職員同士の私的な助け合いを維持することが困難になったことから、その助け合いの仕組みを延長し、社会保険庁本庁全課を通じて行われるようにしたものである。

前回調査において、厚生労働省及び社会保険庁における多額の監修料の受け取り実態が、国民から見て「補助金や公費が監修料という形で職員に還流しているのではないか」との批判を招く構図となっているものと受け止め、こうした監修料を受け取らない措置を講じたところである。

そうした中で、今回明らかになった本庁全課を通じて資金を融通する仕組みは、幹部職員が関与していなかったとはいえ、監修料が組織的に管理

されていたものと言わざるを得ない。また、監修料の融通に大きな役割を果たしていた経理課予算班の担当者は、直接物品調達を担当していないとはいえ、当該事務を担当する経理課の職員であることから、「還流の構図」という批判を一層高め、国民の不信感を増大・増幅させるものであると考
えている。

前回調査において結果として十分な実態解明ができなかったことについては、深く反省しているところである。この点につき、今回明らかになった資金を融通する仕組みに関わっていた経理課予算班担当者及び各課の庶務担当者が、そのような仕組みが存在することについて積極的に明らかにしなかったことは極めて遺憾である。

また、幹部職員が今回明らかになった実態を把握せず、長期間放置してきたことは、組織の管理体制に問題があったと言わざるを得ず、この点についても反省すべきである。

関係職員の処分等については、「関係職員の処分と再発防止策について」において述べる。

関係職員の処分と再発防止策について

1 関係職員の処分等

(1) 渡邊元課長に対する処分

渡邊元課長については、国家公務員倫理審査会における承認を踏まえ、1月14日付けで懲戒免職処分としたところである。

(2) (株)カワグチ技研及び(株)ニチネン企画と社会保険庁職員との関係

今回の調査の結果、事業者（(株)カワグチ技研及び(株)ニチネン企画）から社会保険庁職員に対し物品の提供等が多数かつ頻繁に行われていたことが判明したところであり、国民の社会保険事業に対する信頼を大きく損なう結果となった。このため、公務員倫理に反した形で事業者と関わりを持った職員については、社会保険庁として厳正に処分する。具体的な処分の考え方は以下のとおり。

資料5中レについては、事業者と9回（プレー回数）のゴルフを繰り返

し、2回を除いてはプレー代を事業者が負担していた。また、このうち、2度は海外でのゴルフ(プレー回数では4回)であり、その際の航空料金、宿泊費等も事業者が負担している。特に、レは経理課補佐として、金銭登録機の導入に大きく関与する立場にあったにもかかわらず、平成14年4月に経理課補佐に就任して以降、利害関係者と7回のゴルフを行うなど、国家公務員倫理規程に定める禁止行為等を大きく逸脱した行為を行ったものであり、厳正に処分する。

資料5中ケについては、事業者とゴルフを5回行い、そのプレー代を全て事業者が負担していた。また、このうち一度(プレー回数では2回)はゴルフ旅行として航空料金を除くホテル代、夕食代まで事業者が負担している。さらに、経理課班長の時に30万円の餞別金と高級腕時計を事業者から受領している。これらは、国家公務員倫理規程に定める禁止行為等を大きく逸脱した行為を行ったものであり、厳正に処分する。

資料5中エについては、2回にわたり計13万円の餞別金(平成14年3月:3万円、平成16年3月:10万円)を事業者から受け取っている。また、平成16年3月には、事業者と業務以外の目的で夕食を共にしている。これらを踏まえ厳正に処分する。

その他事業者から餞別金を受領した者、ゴルフを行った者、中元・歳暮を受領した者については、利害関係や接待等の程度などを精査し、

- ア 事業者が利害関係者である場合(国家公務員倫理規程第3条関係)や、
 - イ 通常一般の社交の程度を超えている場合(国家公務員倫理規程第5条関係)
- については、厳正に処分する。

第3号被保険者関係届の事業主経由による届出の周知用リーフレットの導入において、渡邊元課長から当該リーフレットの作成を(株)ニチネン企画に受注させるよう指示され、その旨を担当職員に伝達した職員については、国家公務員として公正かつ適切な契約の締結に向けて努力すべきところ、上司の指示とは言えども、こうした努力を行わずに、渡邊元課長の指示を単に伝達したことは、公務員の信用を失墜させたとみなされても仕方のない行為であり、その処分を検討する。なお、当該指示を受け、具体的な工作を行った職員は既に退職している。

いずれにしても、国家公務員倫理法に基づく具体的な処分に当たっては、国家公務員倫理審査会と協議しつつ、早急かつ厳正に対処する。

また、金銭登録機及びパピートの調達過程に係る弁償責任及び懲戒処分については、会計検査院における検討を踏まえ対処することとしている。

(3) コンサルタント料関係

退職したとはいえ社会保険事務局の元幹部職員が、特定の出版社の図書等の購入を現役職員にあっせんし、その見返りとして多額の現金を受け取っていたことは、「調達担当者の判断が歪められているのではないか」と批判されてもやむを得ない構図となっており、特に、社会保険関係の公益法人に勤務する者については、職責に照らし、相応しくない行動であることから、現在、これらの関係法人に勤務する者については、当該法人の代表者に対し、就業規則に基づく処分等の検討を要請する。

また、現在、社会保険事務局の非常勤職員として勤務している者については、事務局長に対し、必要な処分の検討を行うとともに非常勤職員としての雇用契約の更新を行わないことを指示する。

(4) 監修料関係

監修料問題については、前回調査結果とあわせて信頼回復のための一連の措置を公表し（資料10）、その措置の一環として、監修料の受け取り実態を十分把握し是正してこなかった幹部職員の管理監督責任を問うこととしているところである。

追加調査の結果を踏まえて、今回明らかになったような形での監修料の取扱いに携わりながら、前回調査の際、そのような仕組みが存在することについて積極的に明らかにしなかった経理課予算班担当者や各課の庶務担当者及びこのような資金の融通の仕組みを看過した前回調査関係者の責任を問うこととする。

また、今回明らかになった仕組みの下で監修作業を行っていた者等の行為を国家公務員法や国家公務員倫理法上どのように評価したらよいか、国家公務員倫理審査会と協議し、論点を整理の上、適切に対処する。

2 再発防止策

今回の一連の不祥事は、「社会保険庁における不祥事発生 of 構造的背景について」において述べるように、社会保険庁の構造的な問題に関わるものであり、抜本的な組織改革を進めることとしているが、前述の「1 関係

職員の処分等」に加え、まずは次のような措置を講じる。

- (1) 調達関係（金銭登録機、届出用紙等印刷システム及び㈱ニチネン企画からの図書購入等）

金銭登録機等の調達過程においては、公正性及び透明性の観点から適切でない面が多々みられた。

加えて、金銭登録機の調達過程については、決裁手続が不十分、不適切であるなど、内部の意思決定過程にも問題があった。

このため、以下の措置を講じる。

現行の事務処理規程をより厳格に解し、その履行を徹底するとともに、事業の具体的内容、実施時期、調達方法等の明記を必須とする決裁手続を導入する。

各課の事務分掌を契約事務等の類型毎に詳細、かつ、具体的に定め、責任の所在を明確化する。

さらに、会計法令上随意契約ができる場合であっても、可能な限り競争入札等に付すことを徹底するとともに、平成16年10月1日に設置され、第三者（民間アドバイザー）も参画した「社会保険庁調達委員会」において、調達の必要性、数量、方法等を厳正に審査する。

平成17年1月から、随契審査委員会において、100万円以上の随意契約を事後審査するとともに、500万円以上の随意契約については、事前に副大臣に報告することとし、事務費の徹底した経費削減を行う。

平成17年1月に、本省から人材の派遣を受けて、経理課に設置した監査指導室において、内部監査の強化を図るとともに、社会保険事業運営評議会（平成16年9月設置）において、国民・保険料拠出者の目線に立って、外部から社会保険事業の運営をチェックする。

地方支分部局における調達の改善方策については、後述の「(3)コンサルタント料関係」の 、 において述べる。

- (2) 事業者からの物品の授受等関係

事業者からの物品の授受等が繰り返し行われていたことは、社会保険庁における職員の倫理保持に対する認識の欠如という公務員としての基本的な問題がある。

また、物品の授受等が繰り返されたことにより、調達過程において、㈱カワグチ技研及び㈱ニチネン企画に便宜を供与したと疑われても仕方のない状況を生じさせた。

このため、公務員倫理の徹底と職員の意識改革をあらゆる機会を通じて促し、国家公務員は国民全体の奉仕者であるという原点に立ち返り、不信を招くことのないよう、綱紀の厳正な保持に努める。特に、事業者等との接触については、今般の事案を十分に踏まえつつ、改めて、職員に対し倫理保持の徹底を図る。

(3) コンサルタント料関係

(株)ニチネン企画からのコンサルタントについては、既にその活動やコンサルタント料の受け取りを中止したところであるが、社会保険事務局OBに対し、今後、(株)ニチネン企画との間のみならず類似の契約を一切締結しないよう、社会保険事務局長を通じて徹底する。

地方支分部局における調達の透明性及び公正性を徹底するため、各社会保険事務局毎に契約審査会（仮称）を設置するとともに、本庁の監査指導室による内部監査を強化する。

なお、契約審査会（仮称）においては、100冊以上の図書購入等に係る事前審査及び100万円以上の随意契約に係る事後審査を行うとともに、500万円以上の随意契約については、事前に本庁の「調達委員会」で審査することとしている。

本庁及び地方支分部局におけるすべての支払い記録データを本庁に集約することにより、事業区分毎の予算執行状況について管理・分析するシステムを、17年4月から実施し、当該システムを活用することによって、特定業者との契約の偏重の有無等についても検証することとする。

(4) 監修料関係

監修料問題については、前回調査結果とあわせて信頼回復のための一連の措置を公表し（資料10）その措置の一環として、監修料という作業量との関係が明確でない報酬の受け取りの禁止等及び幹部職員をはじめ一定の地位にあった者の給与の一部自主返納の措置を講ずることとしたところである。

このうち給与の一部自主返納については、申し出た者542人、申出総額約1億5千万円（1月13日現在）となっている。

また、以上の措置とあわせて、調達や物品の授受等に関することを含め、本庁・地方庁を通じてコンプライアンス（法令遵守）を徹底するため、職員の職務上の法令違反又はその疑いのある事実について、他の職員から通報を

受け、法令遵守委員会が調査を行うなど、内部牽制機能の継続的な充実を図る。

社会保険庁における不祥事発生の構造的背景について

1 社会保険庁の組織の構造問題

以上の調査に併せて、今般の事案の背景にある社会保険庁の組織体質と組織の構造問題について考察した。

今般の事案については、

業者選定に当たり、機種・機能の比較等の吟味が十分でなかった（金銭登録機）

渡邊元課長の意向により、業者選定や契約形態が歪められる中で、次のような問題が生じた（金銭登録機）

ア 事業の具体的な内容や納入時期を明記した決裁手続が行われていなかった

イ 一般競争入札や、本庁における随意契約で調達すべきところ、事務局等に分割契約させた

ウ 事業担当課が機種選定等を行い、経理課が契約形態の妥当性を確認するなどの本来の責任分担がなされていなかった

システムの導入や導入後のフォローアップにおいて、業務管理が不十分であった（届出用紙等印刷システム）

ア システムの導入に当たり必要性の精査、代替方法等の検討が十分でなかった

イ 契約の締結に先立つ仕様書の提示や官報公示に当たって、需要の精査が不十分であった

ウ 効果的な活用を促進する方策や、設置の効果に関する検証といったフォローアップの実施がなおざりであった

と裏腹に、特定担当職員が契約締結に先立ち、製造業者に対応させるための文書としてシステムの導入を計画している旨の文書を手渡し、システムの導入に疑念を生じさせた（届出用紙等印刷システム）

類似品の活用や印刷発注など他の調達方法への切替を通じた経費の節減について検討が不十分であった（図書購入）

企画競争による業者選定のうちの1品目において、渡邊元課長の指示により、(株)ニチネン企画に受注させるよう工作が加えられた（印刷物発注）

多くの職員が業者からゴルフ・旅行の接待や多額の賄別を受けていた（㈱カワグチ技研及び㈱ニチネン企画と社会保険庁職員との関係）

社会保険事務局のOBが、特定の出版社の図書等の購入を現役の職員にあっせんし、その見返りとして多額の金銭を受け取っていた（コンサルタント契約）

経理課の職員を中心とした本庁全課を通じて監修料を融通する仕組みは、「還流の構図」という批判を一層高め、国民の不信感を増大させた。

また、この実態を幹部職員が把握していなかった（監修料）

などの多くの問題がある。これらについては、前述のとおり、個々の職員に対する厳正な処分や再発防止策を講じることとしているが、これらの問題には、個々の職員の倫理意識の問題に加えて、

組織の内部統制（ガバナンス）が不足している

コスト感覚に緩みがある

という社会保険庁の組織の体質が背景にあり、組織として極めて深刻な問題を抱えていると反省される。

この組織の体質の原因を分析すると、以下のような組織の構造問題が挙げられる。

(1) 内部統制（ガバナンス）の不足

社会保険庁の組織の構造的な問題として、本省採用の種職員（いわゆるキャリア）、社会保険庁本庁採用の種職員、地方事務官の経緯を有する地方採用職員という、いわゆる三層構造の問題が指摘されている。

長官、次長、部長、課長等として、組織管理を行うべき種職員は、短い期間で異動してきたため、社会保険庁の実務に精通できず、組織管理を十分に行うことができなかった。

また、旧厚生省では、本省の幹部は、実務マネジメントという社会保険庁の仕事を必ずしも重視せず、社会保険庁に対して、補佐、係長クラスも含めて十分な種職員の配置をするといった対応を行ってこなかった。

さらに、旧厚生省では、社会保険の地方組織での経験をさせることは国民皆年金制度創成時を除いて行っておらず、社会保険の現場に対する意識が高まらなかった。

このような中で、種職員と、社会保険庁本庁採用の種職員との間では、お互いに、予算の執行や調達は、本庁種職員に任せて種職員は関与しない、という長年の組織風土が形成された。

一方、本庁種職員においても、急速に高齢化が進む中で、業務量は質量ともに増大してきたが、専門の職員養成は十分に行われていたとは

言えず、拡大するポストの中で機械的に昇進が行われるなど、能力主義に立った人事政策が行われなかった。

こうした状況が相まって、内部統制（ガバナンス）の不足した組織になったと考えられる。

(2) 「内向きで閉鎖的な組織体質」の下で生じた予算執行の甘さ

厚生労働省の本省は、専門分野を持つ複数の人事グループが入り組んで配置され、各局と大臣官房との関係を含め、異なる目による牽制体制がある程度存在している組織構造である。しかしながら、社会保険庁では、単一の人事集団が過度の共同体意識を有する中で、内向きで閉鎖的な組織体質が形成されてきたと考えられる。

一方、社会保険庁は、厚生保険特別会計、国民年金特別会計、船員保険特別会計の3つの特別会計を運営し、その予算規模は約77兆円に達する。そのうち大部分が給付費であるが、急速に高齢化が進む中で、事業運営費も人件費やオンラインシステム経費を含めて、約5千数百億円の規模となっている。

このように、事業規模が大きくなり、扱う金額も大きくなってきたにもかかわらず、内向きで閉鎖的な組織体質であったために、常に国民本位の視点に立って培わなければならないコスト感覚が緩み、予算執行の厳格さへの意識が十分でなく、また、内部牽制体制によるチェックの仕組みも不十分になったと反省される。

組織の構造問題については、これまで述べてきた内部統制（ガバナンス）の不足や「内向きで閉鎖的な組織体質」に加え、以下のような地方事務官制に起因する問題もある。

すなわち、地方庁の職員は、昭和22年の地方自治法制定に際して、当分の間の措置として、国が任命する国家公務員であるが都道府県知事が指揮監督するという地方事務官とされた。

このため、社会保険関係の地方事務官は、都道府県庁の中でも特殊な存在であるとともに、国からも十分な内部統制（ガバナンス）を受けない状況が続き、その廃止が長年議論されてきたものの、平成12年に至るまで解消が遅れた。その結果、

本庁職員と地方庁職員の一体感が弱く、双方に意識の溝が生じることとなった。

また、地方庁職員は、半ば都道府県の職員という意識があり、都道府県を超えた異動も行われず、ノウハウの交流も十分ではなかった。

本庁と地方との人事交流が進まず、本庁職員は現場実務を熟知しにくくなった。

本庁職員は地方の幹部にはなるものの、実務は地方庁職員に委ねる傾向が強くなった。

また、このような中で、業務改善、業務の効率化、コスト削減等の取組が行いづらい組織体質となった。

今後、いわゆる三層構造の問題にも留意しながら、こうした組織の構造問題を踏まえて、組織改革を進める必要がある。

2 構造問題を刷新するための組織改革の推進

社会保険庁においては、既に、民間から着任した長官の下、昨年8月に社会保険庁改革推進本部を設け、内閣官房長官の下に置かれた「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」の意見を踏まえながら、当面の業務改革メニューとして、80項目の取組事項を掲げた「緊急対応プログラム」を策定し、国民サービスの向上等に加えて、予算執行の厳格化、職員の意識改革、人事交流の活性化など、組織体質の改革にも着手しているところである。また、こうした改革に当たっては、民間から最高顧問やプロジェクト・リーダー等を迎え、民間の発想や手法を生かした取組を進めているところである。

今後さらに進めるべき社会保険庁改革においては、上記の構造問題を踏まえ、

国民への限りない奉仕という職員のモチベーションが高まる組織とする、

様々な人材を取り入れて、多様な人の目により内部チェックをしていく組織とする、

幹部職員による内部統制が図られる組織とする、

本省と社会保険庁、本庁内部、本庁と地方、地方と地方の全般にわたり、人事の流動性の高い組織とする、

といった視点を含めた組織改革の検討を本格的に進め、内向きで閉鎖的な組織体質を根本から改めていく。

もとより、社会保険庁の組織の在り方については、現在、「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」において、あらゆる議論を例外とせず、幅広い検討が行われているところである。この議論を踏まえ、社会保険事業を適切

かつ確実に実施していくための社会保険庁改革を断行し、構造問題を一扫しなければならない。

社会保険庁としては、度重なる不祥事案等の発生が、社会保険事業に対する国民の信頼を著しく損ねたことを重く受け止め、国民各位に対し衷心よりお詫び申し上げます。

今後、深甚なる反省に立って、国民生活の安定を図る上で不可欠な社会保険事業を適切かつ確実に実施していくことができるよう、社会保険庁の抜本的な改革を断行する決意である。